

TOPIC

6月から駐車違反の取締りが厳しくなりました

6月から違法駐車取締りが強化され、車から離れると即「駐車違反」と認定されることになりました。ショッピングやマンション周辺への「ちょっとしただけの駐車」にも厳しい監視の目が光ります。運送業や建設工事など車を使った仕事関係者には厳しい内容となっています。

目にあまる違法駐車

道路脇の違法駐車には多くの方が迷惑しています。「ちょっとくらい」という軽い気持ちでの駐車かもしれませんが、道幅を狭め通行の妨げになるばかりでなく、救急車や消防車など緊急車両の通行の妨げにもなっています。

警視庁が平成17年に行った「駐車車両が関与した交通人身事故調査」によると、駐車車両のため発見が遅れて事故になった割合は31%、駐車車両に衝突した事故28%、駐車車両の直前直後から飛び出しによる事故21%、駐車車両のため進路変更が遅れて事故になったもの20%となっています。しかも違法駐車現場には運転者がいないことが多く、違反者の特定が難しい一面がありました。「自分は運転していない」という言い訳で、「逃げ得」されることもありました。この逃げ得を許さないためにも、違法駐車をさせないためにも、6月からは厳しい措置が取られることになりました。骨子は次の2点です。

- ① 放置車両についての「使用者責任」の拡充
- ② 違法駐車取締り関係事務の民間委託

車の使用者責任を拡充

車の持ち主にまで駐車違反の責任が広がることになりました。駐車違反の反則金を納付しない場合には、都道府県公安委員会から車の所有者に対し、「放置違反金(反則金と同額・下表をご参照)」の納付が命じられます。

放置違反金を滞納し、公安委員会から督促を受けたことがある場合、滞納処分による強制徴収の対象になり、放置違反金が納付されなければ車検の手続きが出来なくなります。さらに6か月以内に放置違反金の納付命令を繰り返して受けた場合は、一定期間その車を使用できなくなります。

違法駐車取締り事務の民間委託

今回実施のもう一つの大きな特徴は、放置車両の確認や標章の取り付け事務を、民間に委託して行うことになったことです。膨大な駐車違反者を取り締まるためには、警察の力だけでは限界があり、民間の力を借りることになったのです。

この業務を行う人は「駐車監視員」と呼ばれ、地域を2人1組になって巡回し放置車両の確認と駐車違反標章の取り付けを行います。違法駐車車両の確認にはデジタルカメラが使用され、撮影したデータは末端機で警察に送られます。駐車時間の長短にかかわらず、運転者が車から離れば「違反」と認定されます。車を使用する場合は、事前に使用目的にあわせて駐車場所の確保をお忘れなく！！

■ 放置違反金の額 (放置違反金は反則金と同額)

違反種別		大型自動車 大型特殊自動車 重被けん引車	普通自動車	大型自動二輪車 普通自動二輪車 小型特殊自動車 原動機付自転車	点数
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	25,000円	18,000円	10,000円	3点
	駐車禁止場所等	21,000円	15,000円	9,000円	2点
駐停車違反	駐停車禁止場所等	15,000円	12,000円	7,000円	2点
	駐車禁止場所等	12,000円	10,000円	6,000円	1点

自賠責保険は強制加入です!!

今回は、自賠責保険の請求(加害者請求・被害者請求)について解説します。対人賠償保険に加入しないまま自動車を運転し、他人にけがを負わせてしまった場合には、その被害者に賠償をした上で自賠責保険に「加害者請求」することになります。また、事故に遭ってけがを負ったものの、加害者側が対人賠償保険に加入していなかった場合などには、加害者に直接賠償金を請求するほかに自賠責保険に「被害者請求」することで、一定の補償を受けることができます。

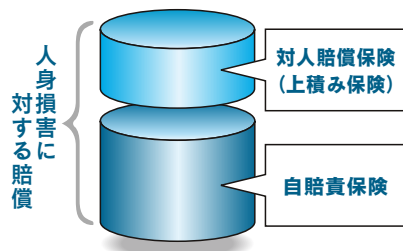
請求窓口はいずれも加害者側(賠償責任を負う側)の保険会社です。



1. 自賠責保険とは

自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)は、自動車事故で他人を死傷させた場合の賠償責任をカバーする保険です。自動車事故の被害者が確実に救済されるよう、強制加入とされている一方、基本補償という位置づけのため、支払額に限度(4.参照)があります。

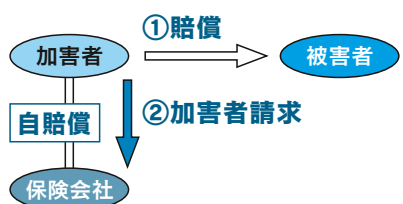
限度を超える部分については、対人賠償保険でカバーされることになります。



2. 自賠責保険への請求

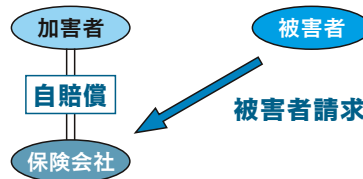
①加害者請求

自動車事故の加害者が、被害者に損害を賠償し、その範囲内で自身の加入する自賠責保険に保険金を請求するものです。



②被害者請求

自動車事故の被害者が、加害者の加入する自賠責保険に、直接支払を請求するものです。示談が円満に解決しないような場合にも、比較的早期に一定の支払を受けられるというメリットがあります。



なお、加害者の加入する自賠責保険については、交通安全運転センターが発行する「交通事故証明書」で、保険会社名、証券番号を確認することができます。

3. 請求に必要な書類

加害者請求、被害者請求のいずれについても、交通事故証明書や、診断書などの書類を自ら揃えることが必要になります。また、加害者請求については、賠償金を支払ったことを証明する領収書や、示談書(示談成立の場合)の提出なども必要です。詳細は、請求の際保険会社の窓口か私ども代理店にお問合せ下さい。

4. 支払限度額

自賠責保険からの支払は、被害者の状態に応じ、「傷害」(けが)・「後遺障害」(身体に回復困難な障害が残り、労働能力や日常生活に支障があると認められる場合)・「死亡」ごとに支払限度額が定められています。

傷害	120万円
後遺障害	(後遺障害の程度により) 75万~4000万円
死亡	死亡 3000万円

事故によっては、損害の額が限度額を超える場合も考えられますから、以下のような保険に加入し、十分備えておくことをおすすめします。

・加害者として、賠償責任を負った場合に備える

↓

対人賠償保険

・被害者として、相手側が対人賠償保険に加入していなかった場合に備える

↓

**人身傷害補償保険
無保険車傷害保険**

避けられない高齢化 課題は安全性の確保をどうするか

我が国の急激な人口の高齢化に伴い全産業の就業者も高齢化が進んでおり、労働災害等の危険リスクが高まることが指摘されています。そこで建設業の高齢化問題について考えてみました。

○高齢者罹災割合が大幅に増加!

建設業の全労働人口に占める50歳以上の労働者の割合は、昭和55年の23.4%から平成14年には41.9%と年々増加し、今後もその傾向はより顕著になるものと見られています。一方、建設業における労働災害死亡者の発生状況を年齢別にみると、50歳以上の労働者の全体に占める割合

は、平成16年には59.6%となっています。

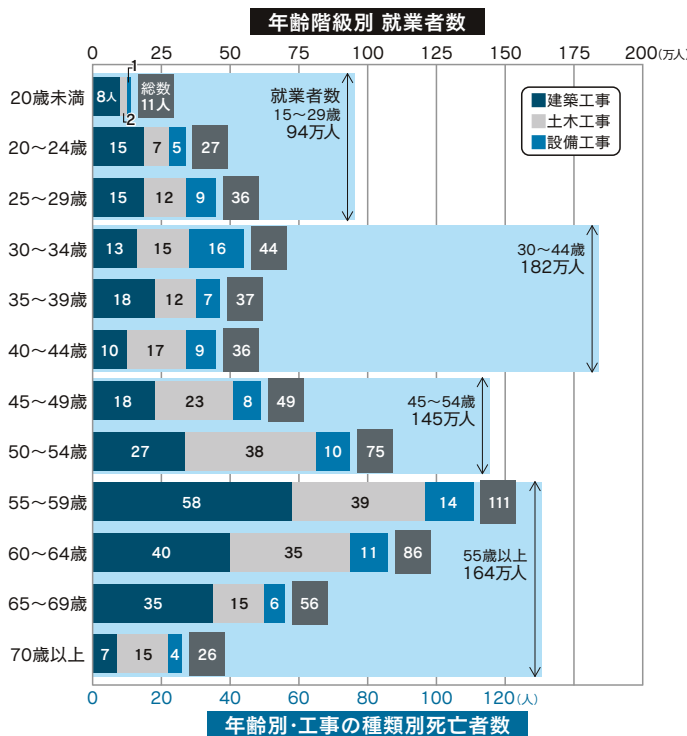
○高齢化時代の労働災害防止は!

高齢者の一般的な特徴としては、経験、知識、技能が豊富であり、かつ、慎重さ、良好な人間関係の維持、感情の安定性などがある反面、筋力、視力、聴力、持久力、体のバランス、疲労回復力や記憶力、瞬間の判断力等の心身機能の低下などがあげられます。とくに建設業では、心身機能の低下は労働災害の直接的な要因となることも少なくありません。厚生労働省は「高齢化時代の安全—災害防止のためのガイドライン（建設業編）」を作成し啓蒙活動を推進しています。

○高齢労働者の知識と技能を生かす社会に!

本格的な高齢化社会の到来を迎え、企業の中で高齢労働者の長年の就業あるいは人生経験の中で培われた知識と技能等を生かしていくことは個人のためだけでなく、今後、我が国の経済活動活性化とその維持にもつながることであり非常に重要です。また、社会全体として、高齢労働者の長所を積極的に評価しつつ安全衛生対策を進めていくという、基本的な姿勢を持つことがますます重要になってきます。反面、リスクの増大は避けられず、労災保険の採用はもとより安全対策のより一層の推進が必要です。

■ 建設業の就業者数と死亡者数



■ 「高齢化時代の安全—災害防止のためのガイドライン（建設業編）」

◎：高齢者に対し特に配慮すべき安全対策 ○：その他の安全対策

具体的労働災害防止対策（例）	
機械設備の改善	作業方法の改善
◎脚立足場の軽量化（アルミ製の採用）	○脚立の使用を励行し、布管を足場替りにしない。 ◎少量運搬の励行 ◎長尺物の運搬は2人で行う。 ◎中腰作業をしない。（腰を落として持つ）
◎運搬方法の機械化（トラクターショベルの使用）	◎ベルトコンベヤー等による人力作業の軽減 ◎運搬距離の軽減（荷卸位置の適正化）

（建設業労働災害防止協会編「高齢化時代の安全—災害防止のためのガイドライン（建設業編）」を参考とさせていただきます。



建築工事に多い労災 平成16年の建設業における死亡災害発生件数は594件。種類別では建築工事が44.4%、土木工事38.7%、設備工事16.8%となっており、ビル工事、道路工事での事故が飛びぬけて多くなっています。

水難事故を防ごう

子どもを守るのは親の責任

夏本番。水辺のレジャーが楽しい季節です。

しかしご用心。「水」のレジャーには思わぬ危険が潜んでいます。

ちょっと目を離した際に事故は起こります。



後を絶たない悲しい事故

「農業用水路で幼児転落」(1歳男児)、「魚とりでおぼれる」(小5女児)、「川で男児おぼれる」(6歳男児)、「中学生が海水浴でおぼれる」(中3男児)……………
今年の夏、新聞に報じられた水の事故に関する見出しの、ほんの一部です。

警察庁の調査資料によると、平

成16年中の水難事故による死者・行方不明者は892名にのぼっており(グラフ参照)、そのうち未就学児童を含む若年者が120名、13.4%も占めています。子どもを事故から守るのは大人の責任です。子どもが水辺で遊ぶ時は必ず大人が監視し、子どもだけの水遊びはさせない心配りが必要です。自分の子どもでなくても「危ない」と感じたら、注意するようお互い心掛けましょう。

危険な場所に近づけない

日本赤十字社は家族連れのレジャーや水遊びの事故防止のため次のように注意を喚起しています。

《水遊びや魚とりに注意》

子どもの水の事故で最も多いのが、海や川、池での水遊びによるものです。子どもたちは遊びに熱中するほど、周囲の状況が目に入らなくなります。

- ・ どん底の池などでは遊ばない。
- ・ 池や川岸の草の茂ったところには近づかない。
- ・ 丸太や漂流物の上では遊ばない。
- ・ 波の高い時は岩場には近よらない。
- ・ 増水時には注意する。

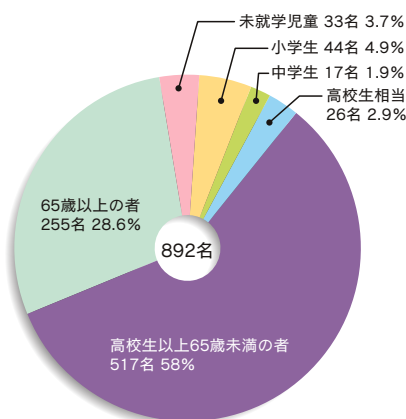
後悔しないために…

家族と一緒にボートやヨット遊び、釣りやキャンプ時にも救命胴衣を着用するようにし、天候や水位の変化には注意しましょう。

痛ましい水の事故は毎年繰り返えされています。そして、そのたびに聞かれるのは「まさか、あのような場所で事故に遭うとは…」という言葉です。

この空しい言葉を繰り返さないためにも、今年の夏は注意して楽しく過ごしましょう。

■平成16年度中の
年齢層別水死者



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成18年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で5000名を突破しました。



— 契約者・消費者のために! —

社団法人 日本損害保険代理業協会正会員
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>